

別表第1(第3条関係)

慶祝金支出基準表

号	区 分	祝儀 (円)以内	特記事項
1	飲食を伴う懇親会・地域の行事等	10,000	原則、祝酒(※ビール1ダース又は焼酎2升)で対応する ※規模等に応じて、調整することができる ※祝酒に替えて、他の飲料等を贈ることができる
2	飲食を伴う祝賀会・記念パーティ	20,000	
3	施設等の起工式・竣工式	20,000	原則、民間企業については、市が誘致した企業に限る 起工式の場合は、焼酎2升とする
4	国県市町村等の式典	10,000	
5	県外の郷土会総会等	会費相当額	複数名出席する場合は、出席者数×会費相当額
6	その他市を代表して慶祝を表す必要があると認める式典等	20,000	
<p>備考</p> <p>1 「祝儀」は、金銭又は物品(祝花・祝酒)とする。</p> <p>2 いずれの場合も、文書案内(招待)があり、会費が不要な場合に限る。</p>			